

鈴鹿市公告第46号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第51条の25第4項の規定に基づき、次のとおり指定特定相談支援事業者から当該指定計画相談支援事業の廃止の届出がありましたので、同法第51条の30第2項及び鈴鹿市指定特定相談支援事業者及び指定障害児相談支援事業者の指定等に関する規則（平成24年鈴鹿市規則第24号）第4条の規定により公告する。

令和7年9月10日

鈴鹿市長 末 松 則 子

1 廃止に係る指定特定相談支援事業者の名称及び主たる事務所の所在地

特定非営利活動法人エブリー

鈴鹿市江島本町26番11号

2 廃止に係る事業所の名称及び所在地

相談支援事業所エブリー

鈴鹿市稲生町8751番地6

3 廃止の年月日

令和7年9月30日

4 廃止に係る指定計画相談支援の種類

特定相談支援

障害児相談支援

5 事業の主たる対象者

障害者、障害児

6 事業所番号

特定相談支援      2430301107

障害児相談支援   2470300563